

水防計画書

令和6年度

澱川右岸水防事務組合
桂川・小畑川水防事務組合

《目次》

第1章 総則	1
1.1 目的	1
1.2 用語の定義	1
1.3 水防の責任等	2
1.4 水防計画の作成及び変更	3
1.5 安全配慮	3
第2章 水防組織	4
2.1 水防本部の設置	4
2.2 水防本部の組織	4
2.3 水防団の水防担当河川及び区域	5
2.4 相互の連絡	7
2.5 情報等の伝達	7
2.6 その他	8
第3章 重要水防箇所	8
第4章 予報及び警報	9
4.1 気象庁が行う予報及び警報	9
4.2 国土交通大臣が気象庁長官と共同して行う洪水予報	10
4.3 国土交通大臣が行う水防警報	12
4.4 京都府知事が京都気象台長と共同して行う洪水予報	14
4.5 京都府知事が行う水防警報	15
4.6 ダム管理者が行う放流連絡	19
第5章 水位等の情報収集, 連絡	23
5.1 水位等の情報収集	23
5.2 水位等の連絡	23
第6章 輸送	24
第7章 水防用設備資材器具	24
7.1 水防倉庫及び資器材等備蓄基準	24
7.2 水位計（量水板）	25
第8章 水防活動に関する諸規定	25
8.1 公用負担	25
8.2 優先通行の標識	26
8.3 土地立入の身分証明書	26
8.4 住民に対する広報網	26
8.5 水防信号	27

第9章	水防活動	27
9.1	平時の巡視	27
9.2	出動等	27
9.3	出動・水防開始・堤防等の異常に関する報告	28
9.4	応援要請と指揮方法	28
9.5	決壊等の通知	29
9.6	避難のための立ち退き計画	29
第10章	堰堤・水こう門・樋門等の操作その他の措置	30
第11章	他機関との水防応援協定	30
第12章	水防解除	30
第13章	水防活動報告	31
第14章	水防訓練	31
14.1	目的	31
14.2	訓練の時期	31
14.3	実施方法	31
第15章	浸水想定区域等における 円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	31
15.1	浸水想定区域の指定状況	31
15.2	地下街等の利用者の避難の確保 及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	31
15.3	要配慮者施設の利用者の避難の確保 及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	31
15.4	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	32
第16章	水防協力団体	32
16.1	水防協力団体の指定	32
16.2	水防協力団体の水防団等との連携	32
資 料		p1～39
参 考		p1～30

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定に基づき、澱川右岸水防事務組合及び桂川・小畑川水防事務組合（以下「本事務組合」という。）における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、区域内にかかる河川の洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 指定水防管理団体（法第 4 条）

本事務組合のように、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。

(2) 水防管理者（法第 2 条第 3 項）

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

(3) 消防機関（法第 2 条第 4 項）

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。

(4) 水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。

(5) 洪水予報河川（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項）

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川である。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

(6) 水防警報（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(7) 水防団待機水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(8) 氾濫注意水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(9) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。

(10) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(11) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(12) 洪水浸水想定区域（法第 14 条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。

1.3 水防の責任等

本事務組合に関して、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

- ①水防団の設置（法第 5 条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- ④水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- ⑤水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- ⑥緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- ⑦警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑧他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑨堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑩避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑪水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ⑫水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ⑬水防協議会の設置（法第 34 条）
- ⑭水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ⑮消防事務との調整（法第 50 条）

1.4 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、京都府知事に届け出るものとする。また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 水防協議会の設置

水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

1.5 安全配慮

水防管理者は、洪水又は内水のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第2章 水防組織

2.1 水防本部の設置

市の水防組織 水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水又は内水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、水防管理者は京都市建設局内に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

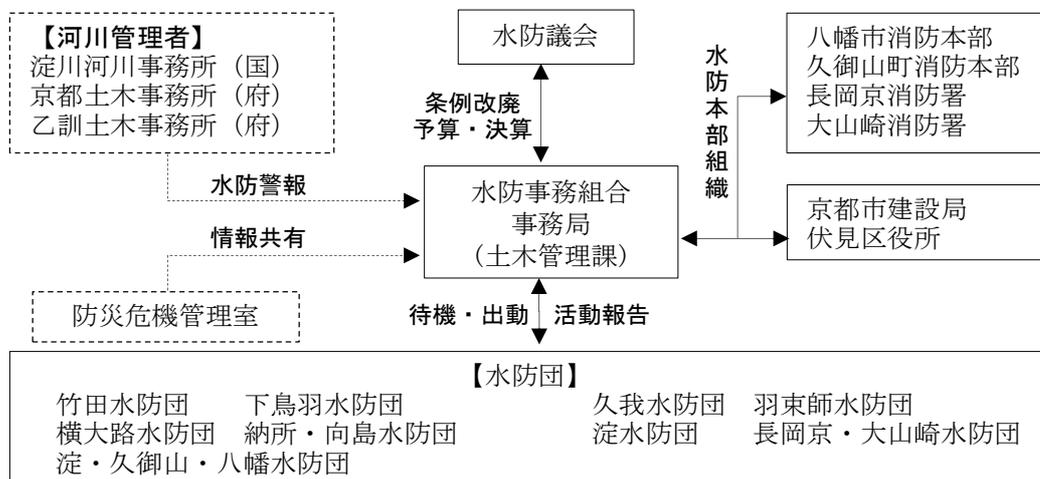
2.2 水防本部の組織

水防本部に水防本部長、水防副本部長、水防本部員、庶務班、連絡班、調査班及び情報収集・連絡班をおく。

水防本部組織図

水防本部長	水防副本部長	水防本部員
水防管理者 (京都市長)	京都市副市長 八幡市長 久御山町長 長岡京市長 大山崎町長	京都市建設局長 京都市伏見区長 八幡市消防本部消防長 久御山町消防本部消防長 長岡京消防署長 大山崎消防署長
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、気象状況、水位状況等各種情報の収集・整理 広報関係に関する事務 他の班に属さない事務 	
連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 国、府、京都市各関係機関との連絡及び調整 伏見区役所、各構成市・町との連絡 各水防団への指示・伝達 	
調査班	<ul style="list-style-type: none"> 組合区域内のパトロール 水防団本部の活動状況の把握等 	
情報収集・連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 水防団本部からの情報収集 京都市建設局との連絡 区内防災機関との連絡 	

(参考：水防事務組合組織図)



2.3 水防団の水防担当河川及び区域

本事務組合が水防活動を行う河川及びその区域は、次のとおりである。

(1) 澁川右岸水防事務組合

河川名		区 間	河川管理者
淀川	右岸	東高瀬川合流点から桂川合流点まで	淀川河川事務所
鴨川	左岸	市道竹田経40の1号線竹田橋上流300m地点から桂川合流点まで	京都土木事務所
桂川	左岸	鴨川合流点から淀川合流点まで	淀川河川事務所
東高瀬川	右岸	深草下川原町と竹田流池町との境界から淀川合流点まで	京都土木事務所 淀川河川事務所

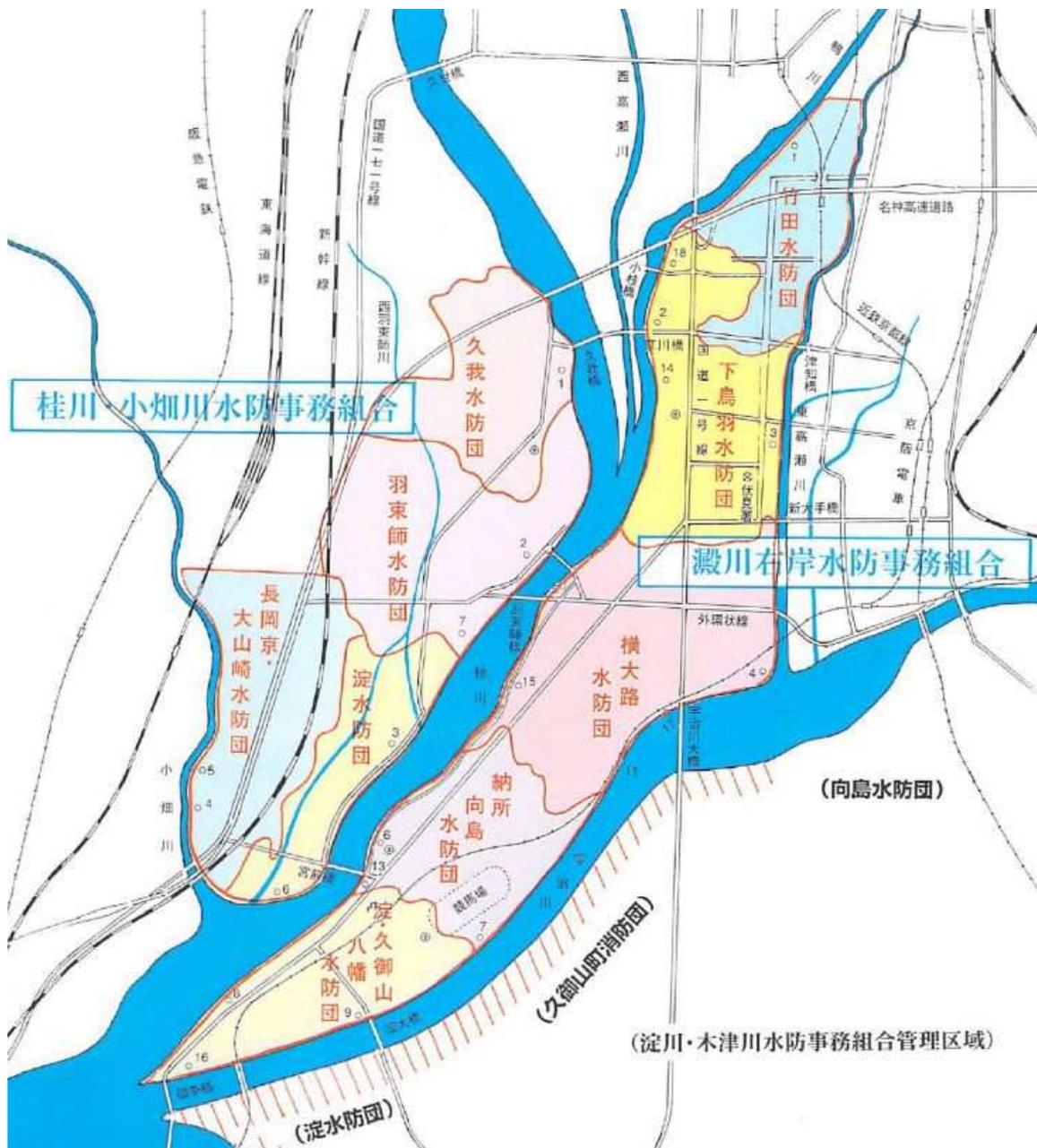
水防団の名称	河川名		担 当 区 域	延 長
竹田水防団	鴨川	左岸	伏見区竹田中島町地内から南区上鳥羽火打形町地内まで	1.9 km
	東高瀬川	右岸	伏見区若葉橋から津知橋通まで	1.9 km
下鳥羽水防団	鴨川	左岸	伏見区中島秋ノ山町地内から	1.7 km
	桂川	左岸	伏見区下鳥羽南三町地内まで	1.1 km
	東高瀬川	右岸	伏見区津知橋通から新大手橋まで	1.8 km
横大路水防団	桂川	左岸	伏見区横大路草津町地内から伏見区横大路富ノ森町地内まで	2.1 km
	東高瀬川	右岸	伏見区新大手橋から伏見区横大路下三栖東ノ口地内淀川合流点まで	1.1 km
	淀川	右岸	伏見区横大路下三栖東ノ口地内淀川合流点から伏見区横大路松林地内まで	2.1 km
納所・向島水防団	桂川	左岸	伏見区納所岸ノ下地内から伏見区宮前橋まで	1.0 km
	淀川	右岸	伏見区横大路松林地内から伏見区と久御山町との境界まで	1.1 km
淀・久御山・八幡水防団	桂川	左岸	伏見区宮前橋下流から八幡市地内剣先まで	2.6 km
	淀川	右岸	伏見区と久御山町との境界から八幡市地内剣先まで	1.7 km

(2) 桂川・小畑川水防事務組合

河川名		区 間	河川管理者
桂川	右岸	京都市南区と伏見区の境界から京都市と大山崎町の境界まで	淀川河川事務所
小畑川	左岸	向日市と長岡京市の境界から京都市と大山崎町の境界まで	乙訓土木事務所 淀川河川事務所

水防団の名称	河川名	担当区域	延長
久我水防団	桂川 右岸	伏見区久我石原町地内から 伏見区久我東町地内まで	1.3 km
羽束師水防団	桂川 右岸	伏見区羽束師鴨川町地内から 伏見区羽束師古川町地内まで	2.6 km
淀水防団	桂川 右岸	伏見区淀樋爪町地内から 京都市と乙訓郡大山崎町の境界まで	2.8 km
長岡京・大山崎水防団	小畑川 左岸	向日市と長岡京市の境界から 乙訓郡大山崎町と京都市の境界まで	3.0 km

区域図



2.4 相互の連絡

水防体制時における水防本部と各水防団本部の相互の指示、通報、要請、報告等（ただし、住民避難の要請を除く。）は、原則として電話により行う。

2.5 情報等の伝達

水防活動に利用する予・警報及び情報等の伝達系統・伝達手段は、次のとおりである。

(1) 伝達系統

予・警報等の種類ごとに伝達に使用する用紙、伝達系統及び手段等（非常の場合を含む）を図示して定める。

(2) 伝達機関の責務

伝達に携わる各機関は、迅速確実な伝達を確保するための体制を確立する。

ア 担当者の習熟を図る。

イ 通信回線の障害その他、非常の場合の伝達手段の確保に努め、これらの相互の確認と連携の強化に努める。

ウ 各機関は、受報用紙等の所在を明確にし、適宜補給し、様式の改訂等によって廃棄された用紙の確実な処分など、伝達上の行き違いや錯乱の未然の防止に努める。

(3) 受報者の取るべき措置

予・警報等を受報した機関は、あらかじめ定められた方法により関係者及び住民に周知するとともに、必要な臨機の措置により災害の防止又は軽減に努める。

(4) 伝達系統の強化

水防活動に利用する情報の伝達は、第1義的には、連絡系統図によるものとするが、緊急時の必要に応じて、より迅速かつ確実な連絡が確保できるよう複数の伝達経路の確立が望ましく、各連絡機関は、常に相互の情報連絡を密にするよう努める。

また、情報の重要性に鑑み、相互の状況認識を一にすることが望ましいと考えられるときは、積極的に各機関相互の連絡を取り、情報内容・伝達を確認するとともに、相互の状況について情報交換を行うものとする。

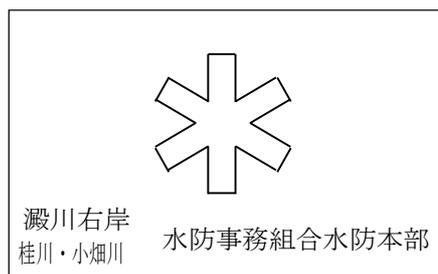
(5) 状況の照会

各水防団長は、それぞれの管理する水防区域の状況に応じて必要があると認めるときは、水防本部に、気象、水位情報等を照会することができる。

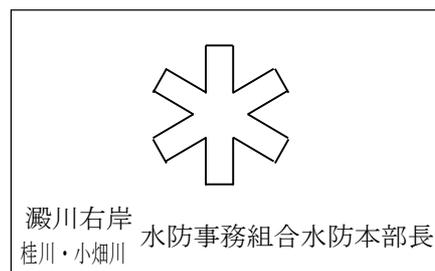
2.6 その他

(1) 標旗

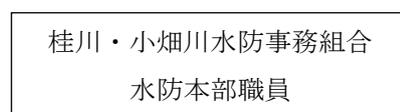
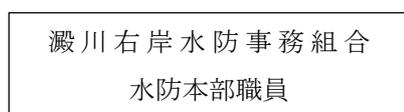
本
部
旗



本
部
長
旗



(2) 腕章



第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。国土交通省管理河川における重要水防箇所は資料 p1 のとおりであり、京都府管理河川における重要水防箇所は、資料 p13 のとおりである。

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

京都地方気象台が発表する注意報、警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。なお、特別警報は、一般の利用に適合する警報として行われるもので、水防活動の特別警報は行われない。

注意報・警報発表基準

				京都市	八幡市	久御山町	長岡京市	大山崎町
警報	大雨	浸水害	表面雨量 指数基準	15	18	17	18	16
		土砂 災害	土壌雨量 指数基準	121	127	-	131	131
	洪水	流域雨量 指数基準	小畑川流域 16.2 桂川(上流)流域 27.1	-	-	小畑川流域 18	小畑川流域 18.2	
		複合基準 ※	小畑川流域 8、15.3 桂川(下流)流域 10、44.1	-	-	-	小畑川流域 8、15.3	
注意報	大雨	浸水害	表面雨量 指数基準	8	11	11	11	8
		土砂 災害	土壌雨量 指数基準	91	99	102	100	100
	洪水	流域雨量 指数基準	小畑川流域 12.9 桂川(上流)流域 21.6	-	-	小畑川流域 14.4	小畑川流域 14.5	
		複合基準 ※	小畑川流域 5、12.9 桂川(下流)流域 8、29.1	-	-	小畑川流域 8、8.6	小畑川流域 8、8.7	

4.2 国土交通大臣が気象庁長官と共同して行う洪水予報

洪水によって国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川について国土交通省（近畿地方整備局）と気象庁（大阪管区气象台）が共同して、洪水予報及び警報を行うものであり、本事務組合区域内の指定された河川は淀川（淀川、宇治川、桂川）である。

洪水予報対象河川、区域等（本事務組合区域内）

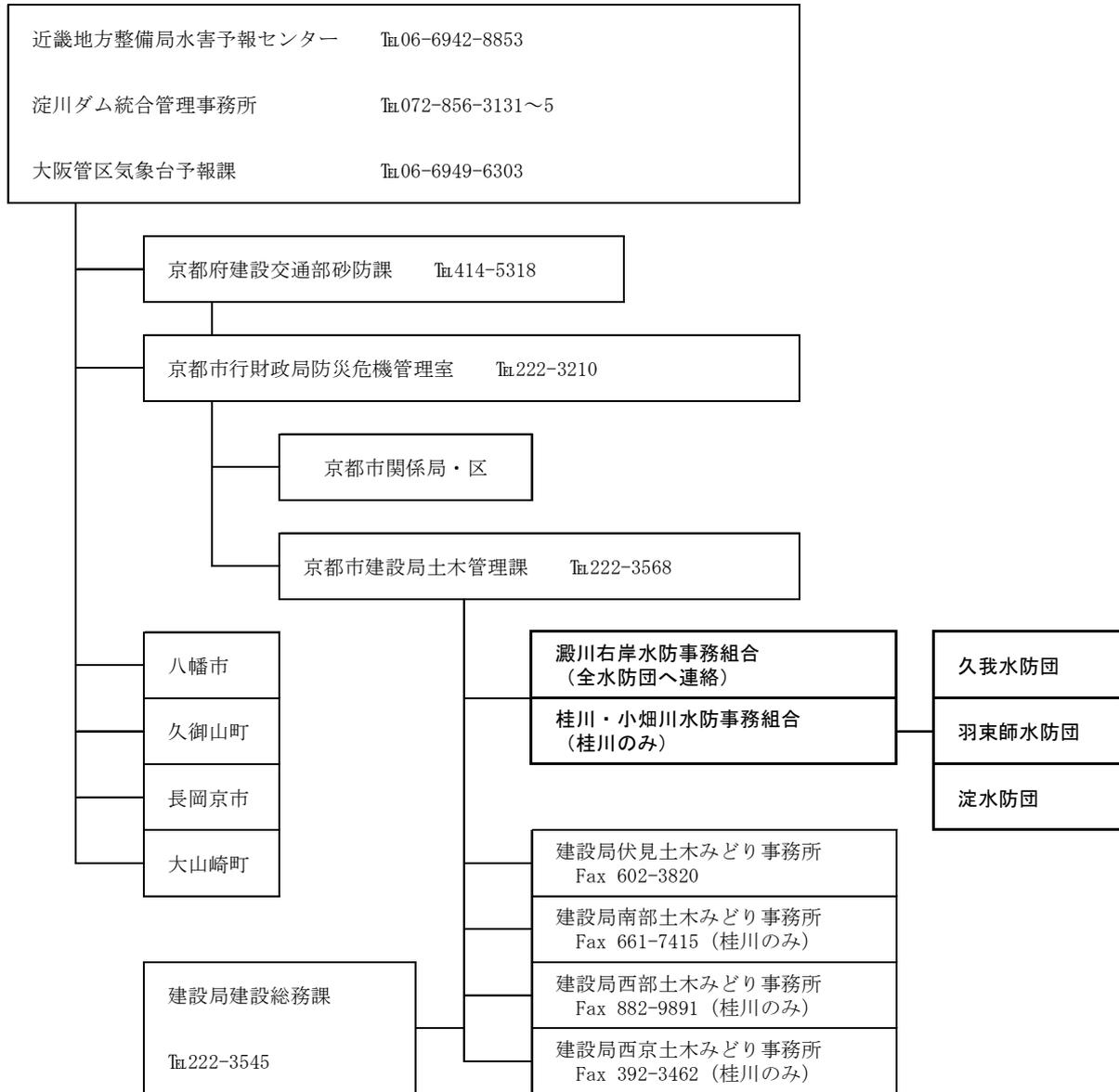
河川名	区 域	水 位 観測所	洪水予報等 発 表 者
淀川幹川 淀 川	左岸 } 桂川、宇治川、木津川三川の合流点 右岸 } から海まで	枚 方	近畿地方整備局 淀川ダム統合 管理事務所長
淀川幹川 宇 治 川	左岸 宇治市宇治塔之川 36 番の 2 地先 } 右岸 宇治市宇治紅斎 25 番の 8 } から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで	槇尾山	
淀川支川 桂 川	左岸 右京区嵯峨亀ノ尾町無番地 } 右岸 西京区嵐山元録山町国有林 38 } 林班ル小班地先 } から幹川合流点まで	桂	



水位観測所	枚方	桂	向島	槇尾山	加茂	岩倉
計画高水位	6.36	5.06	4.11	—	9.01	10.50
氾濫危険水位 (特別警戒水位)	5.50	4.00	3.50	3.60	6.00	7.70
避難判断水位	5.40	3.90	—	3.50	5.90	6.70
氾濫注意水位 (警戒水位)	4.50	3.80	2.00	3.00	4.50	6.00
水防団待機水位 (指定水位)	2.70	2.80	1.30	2.00	2.50	4.50

淀川、宇治川、桂川洪水予報 連絡系統図

(災害活動体制時、勤務時間内)



4.3 国土交通大臣が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川について水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

本事務組合区域内においては、淀川（淀川、宇治川、桂川）が指定されており、その概要は以下のとおりである。

対象河川、区域等（本事務組合区域内）

河川名	区 域	対象水位観測所				水防警報 発 表 者
		名 称	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	計 画 高水位	
淀川幹川	左岸 宇治市宇治金井戸 16-5 地先から 大阪府界まで 右岸 宇治市槇島町槇尾山 1-2 から 大阪府界まで	向島	1.30	2.00	4.11	淀川河川 事務所長
	左岸 京都府界から海まで 右岸 京都府界から海まで	枚方	2.70	4.50	6.36	
淀川支川 桂 川	左岸 京都市右京区嵯峨亀ノ尾町から 幹川合流点まで 右岸 京都市西京区嵐山元録山町 国有林 38 林班ル小班地先から 幹川合流点まで	桂	2.80	3.80	5.06	

発表の段階

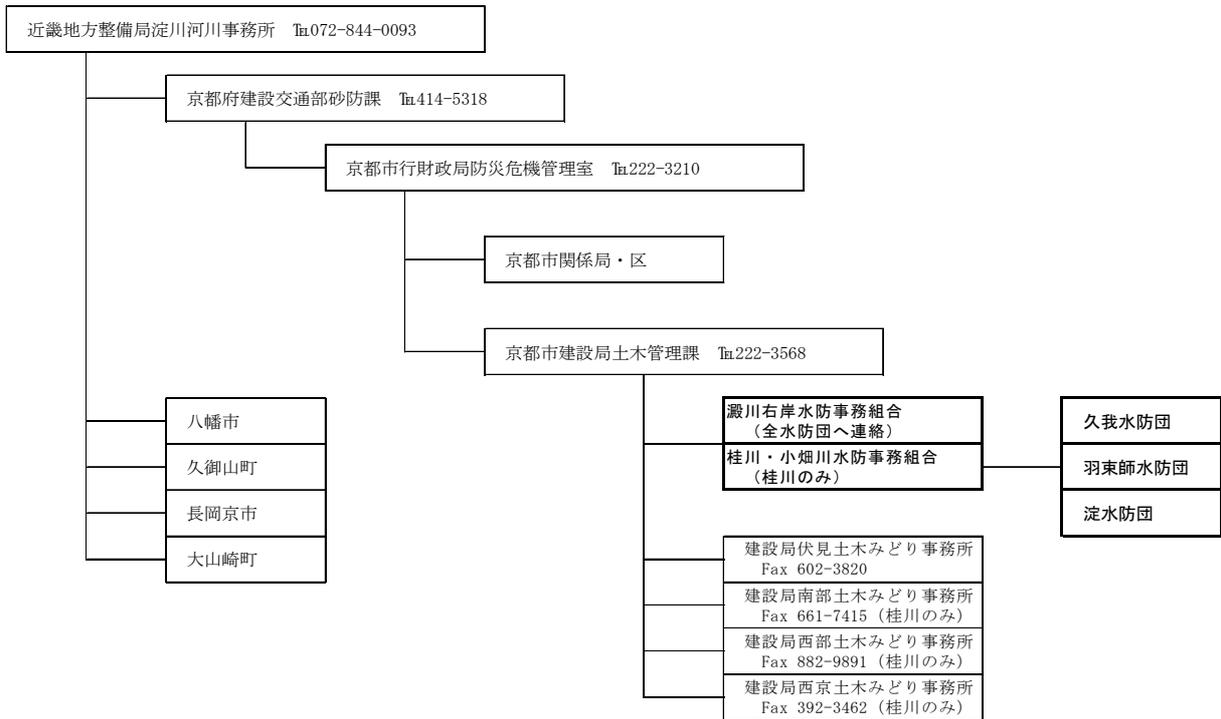
待 機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予警報及び河川状況等に基づいて行う。
準 備	水防資材の点検、水こう門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動等に対するもので、洪水の場合は主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。
出 動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、洪水の場合は上流の雨量又は水位に基づいて行う。
解 除	水防活動終了の通知を行う。

発表の時期

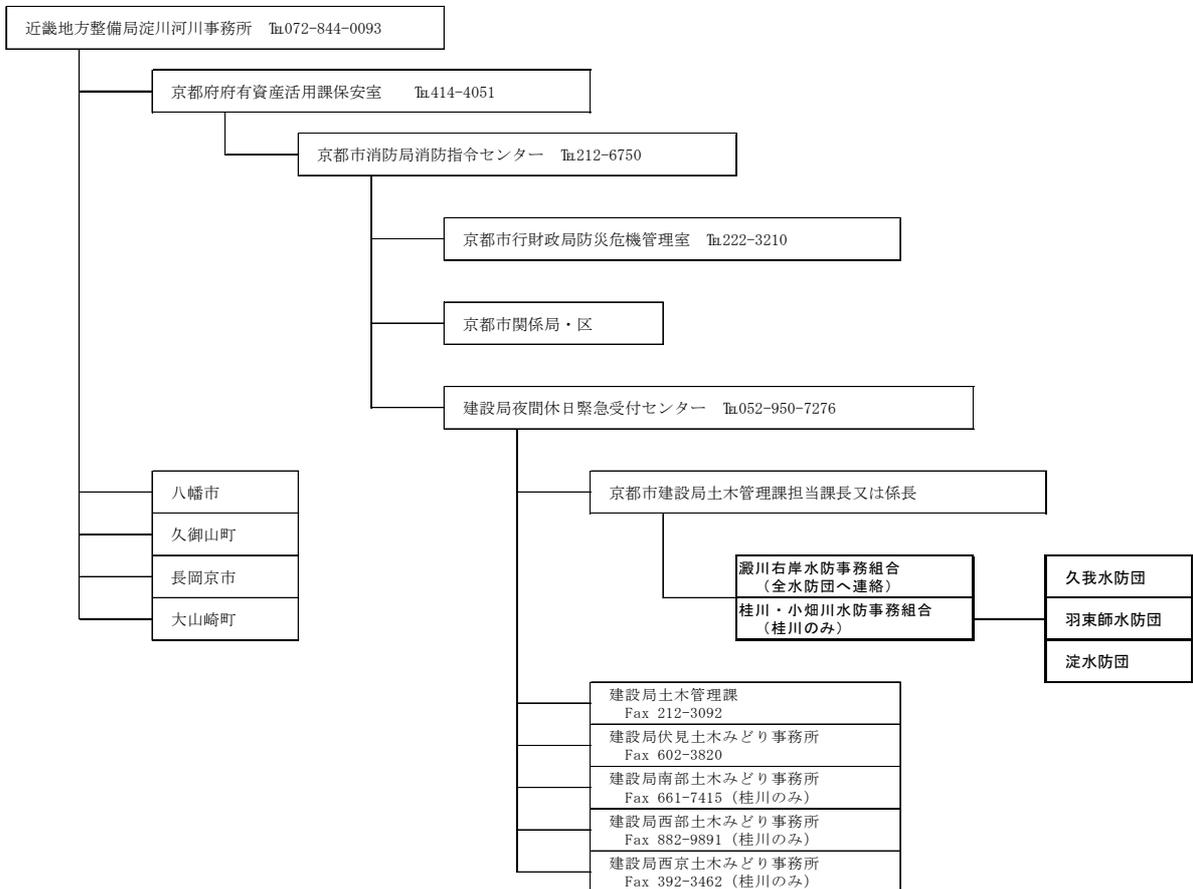
段階	地点	淀 川 (宇治川)		桂川
		枚 方	向 島	桂
待 機		水防団待機水位を超過	同左	同左
準 備		氾濫注意水位を越す 3 時間前	同左	同左
出 動		氾濫注意水位を越す 2 時間前	同左	同左
解 除		水防活動の終わる時		

淀川、宇治川、桂川 水防警報 連絡系統図

(災害活動体制時、勤務時間内)



(災害活動体制外、勤務時間外)



4.4 京都府知事が京都気象台長と共同して行う洪水予報

水防法第11条第1項の規定により、洪水によって相当な損害を生ずるおそれのある河川について、京都府と京都地方気象台は共同して洪水予報を行うものであり、本事務組合区域内の指定河川は、鴨川、高野川である。

対象河川、区域等（本事務組合区域内）

河川名	区 域	水 位 観測所	洪水予報等 発 表 者
鴨 川	左岸 京都市北区上賀茂北ノ原町1番6 } 右岸 京都市北区西賀茂上庄田町16番6 } から桂川合流点まで	荒神橋	京都土木 事務所長 京都地方 気象台長
高野川	左岸 京都市左京区上高野奥小森町21番1 } 右岸 京都市左京区八瀬野瀬町64 } から鴨川合流点まで		

洪水予報基準観測所

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
鴨川・ 高野川	荒神橋	0.80	1.60	1.90	2.30

発表の種類及び基準

種 類	基 準	警戒レベル 相当情報
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。	警戒レベル2 相当情報
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。	警戒レベル3 相当情報
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。	警戒レベル4 相当情報
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。	警戒レベル5 相当情報

4.5 京都府知事が行う水防警報

京都府知事が、水防法第 16 条の規定に基づき実施する「鴨川・高野川水防警報」・「小畑川水防警報」は、次のとおりである。なお、京都府知事が水防法第 13 条第 2 項の規定に基づき、避難判断水位を設定し実施する「小畑川水位情報の通知・周知」の実施区域、対象水位観測所、発表機関及び連絡系統は「小畑川水防警報」に準ずる。

対象河川、区域等（本事務組合区域内）

河川名	区 域	対象水位観測所			水防警報発表者	
		名称	水防団待機水位	氾濫注意水位		堤防高
鴨川	左岸 京都市北区上賀茂北ノ原町 1 番 6 右岸 京都市北区西賀茂上庄田町 16 番 6 から桂川合流点まで	荒神橋	0.80	1.60	5.60	京都土木事務所長
高野川	左岸 京都市左京区上高野奥小森町 21 番 1 右岸 京都市左京区八瀬野瀬町 64 から鴨川合流点まで					
小畑川	起点から桂川合流点まで	大原野	1.30	2.20	5.74	乙訓土木事務所長

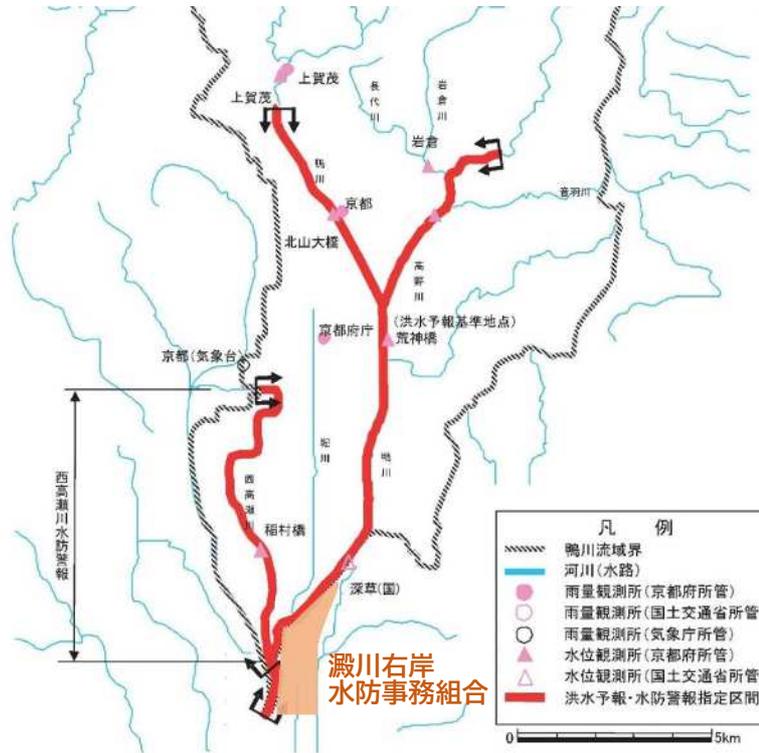
発表の段階

準備	水防資材、器材の整備点検・その他水防活動の準備に対するもの
出動	水防団員の出動の必要性を示すもの
解除	水防活動の終了を通知するもの

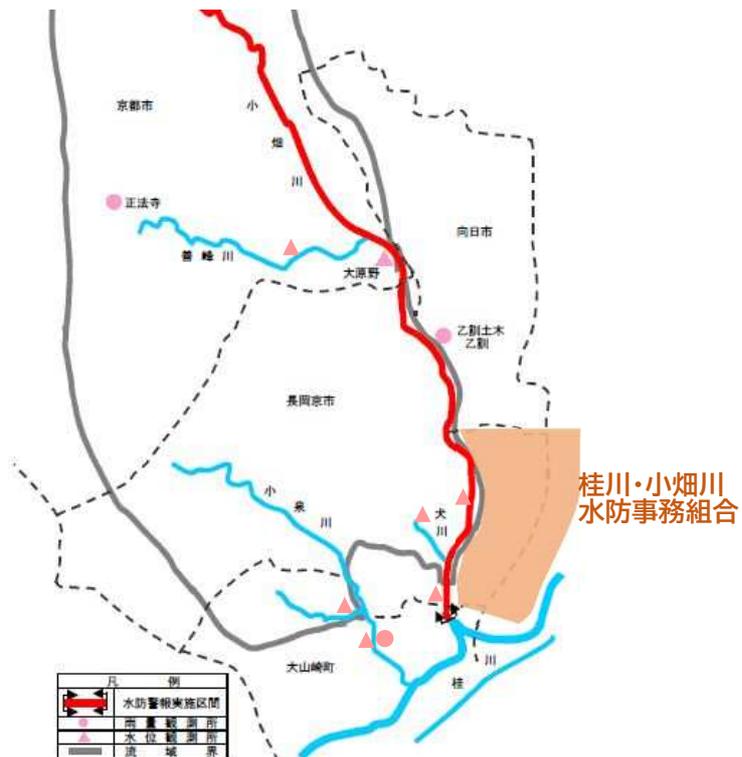
発表の時期

準備	水防団待機水位に達したとき
出動	氾濫注意水位に達したとき
解除	氾濫注意水位を下回り水防活動の必要がなくなったとき

鴨川・高野川 洪水予報・水防警報 実施区間

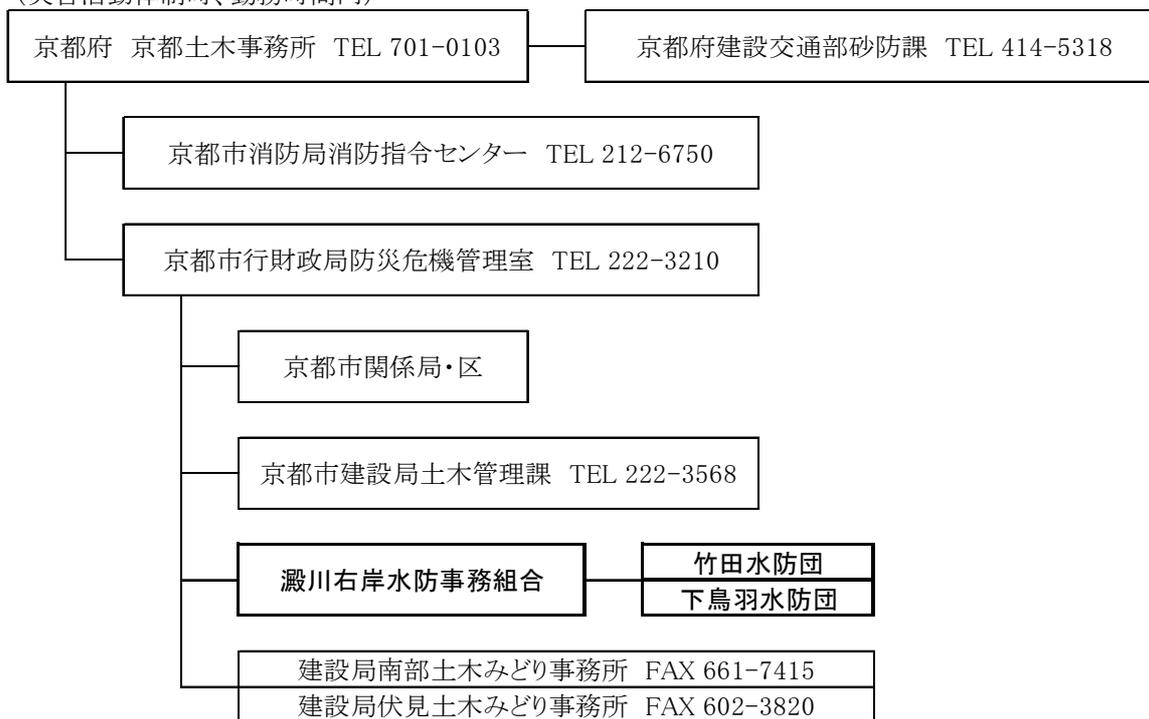


小畑川 水防警報 実施区間

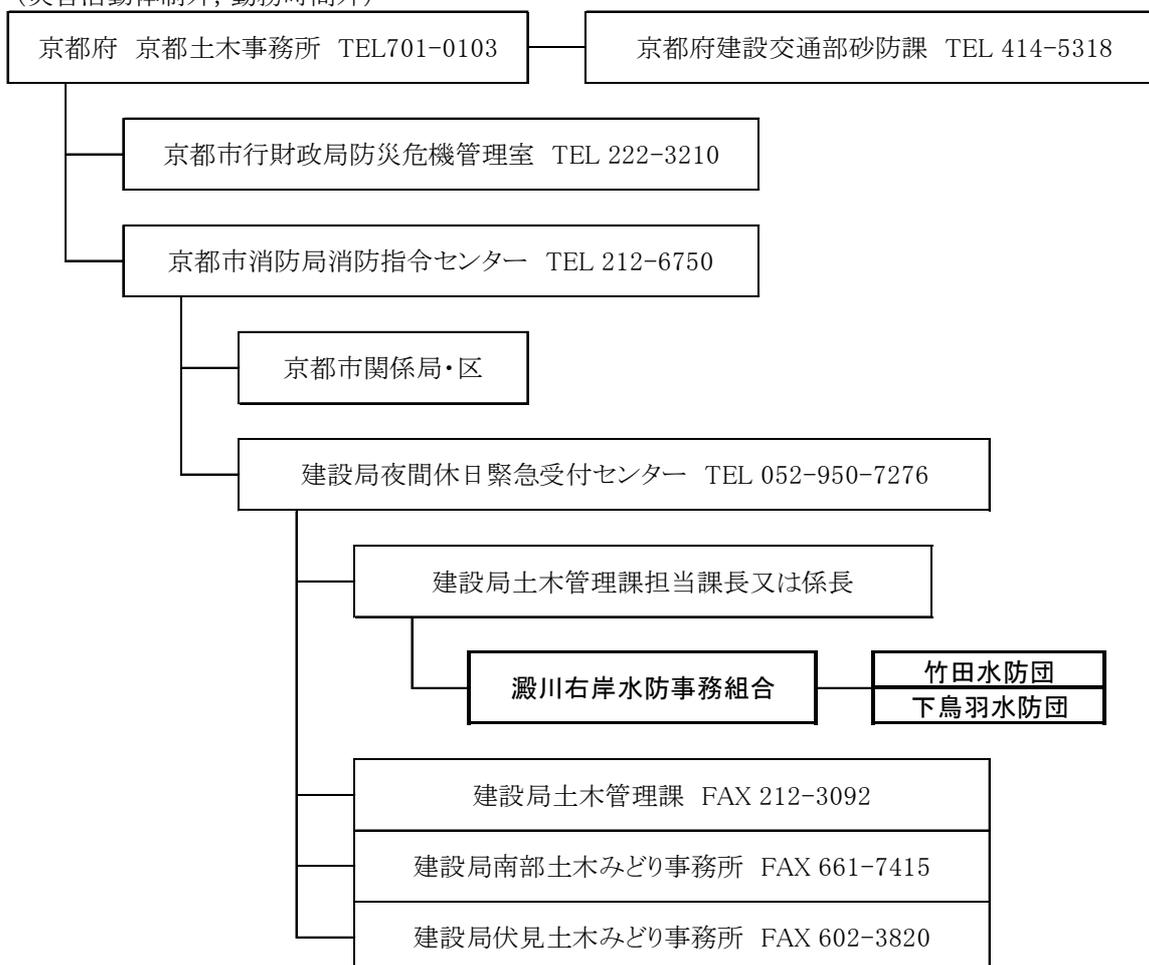


鴨川・高野川 水防警報 連絡系統図

(災害活動体制時、勤務時間内)

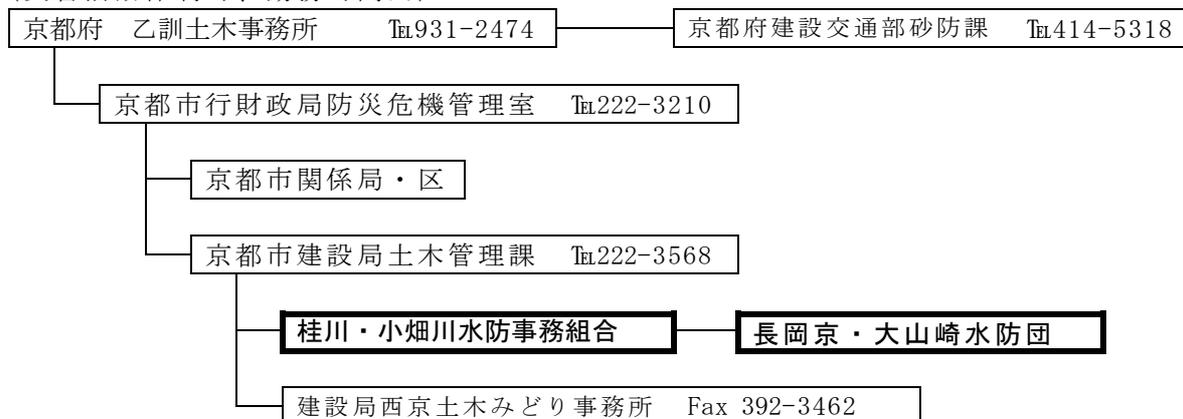


(災害活動体制外、勤務時間外)

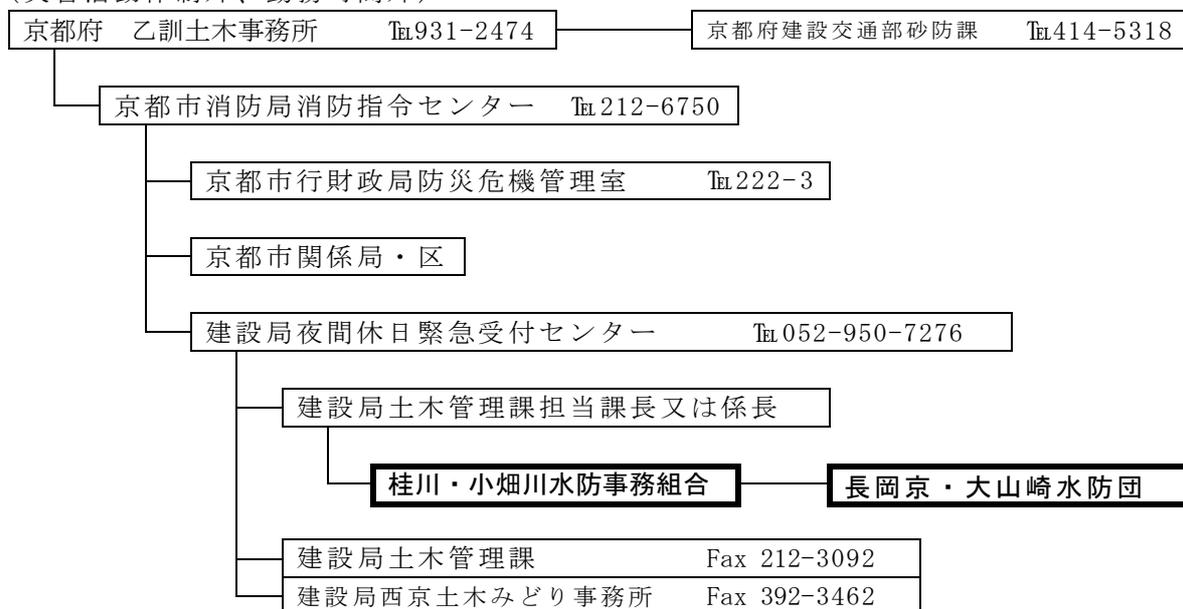


小畑川 水防警報 連絡系統図

(災害活動体制時、勤務時間内)



(災害活動体制外、勤務時間外)



4.6 ダム管理者が行う放流連絡

ダム管理者が、貯留された流水を放流することによって河川の流水の状況に著しい変化を生じ、これによって生じる危害を阻止するために必要があると認める場合等に行うものである。

対象ダム、河川等（本事務組合区域内）

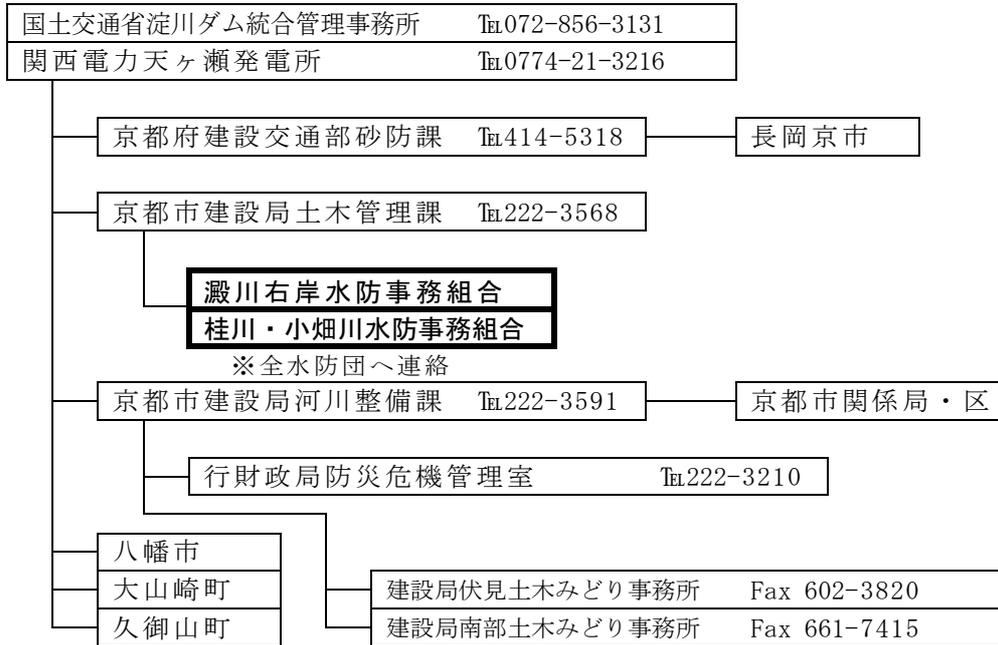
名称	ダム管理者	河川名
天ヶ瀬ダム	国土交通省	宇治川
日吉ダム	水資源機構	桂川
高山ダム	水資源機構	木津川（名張川）

ダム、河川位置図

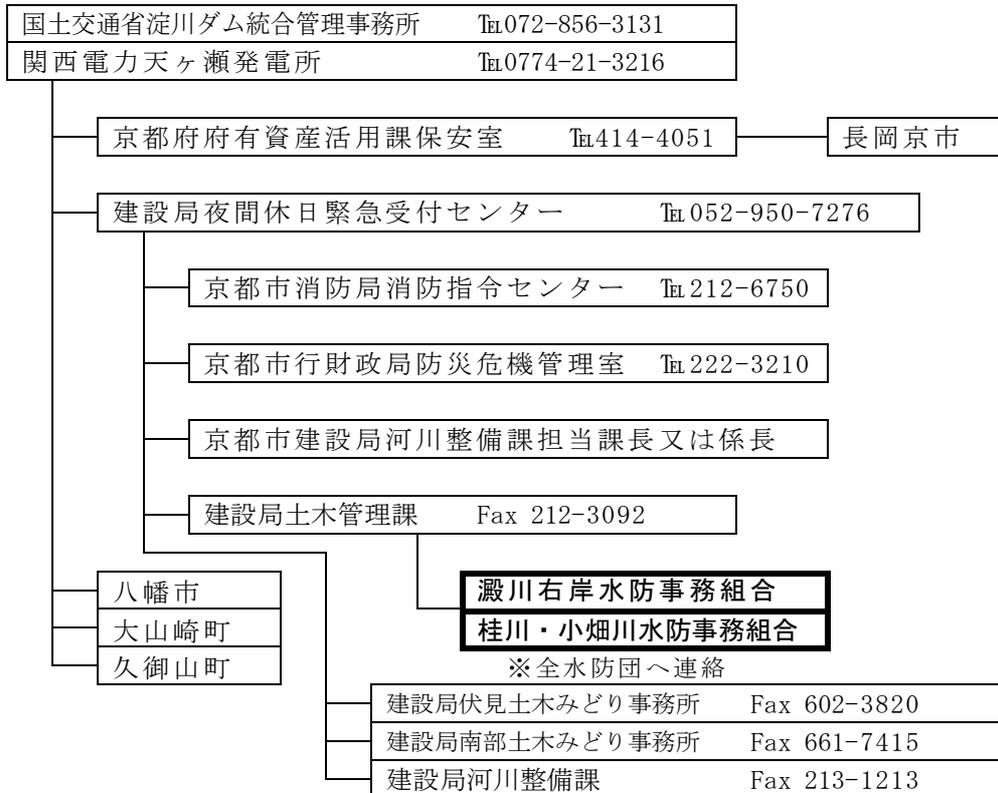


天ヶ瀬ダム放流連絡系統図（宇治川）

（災害活動体制時、勤務時間内）

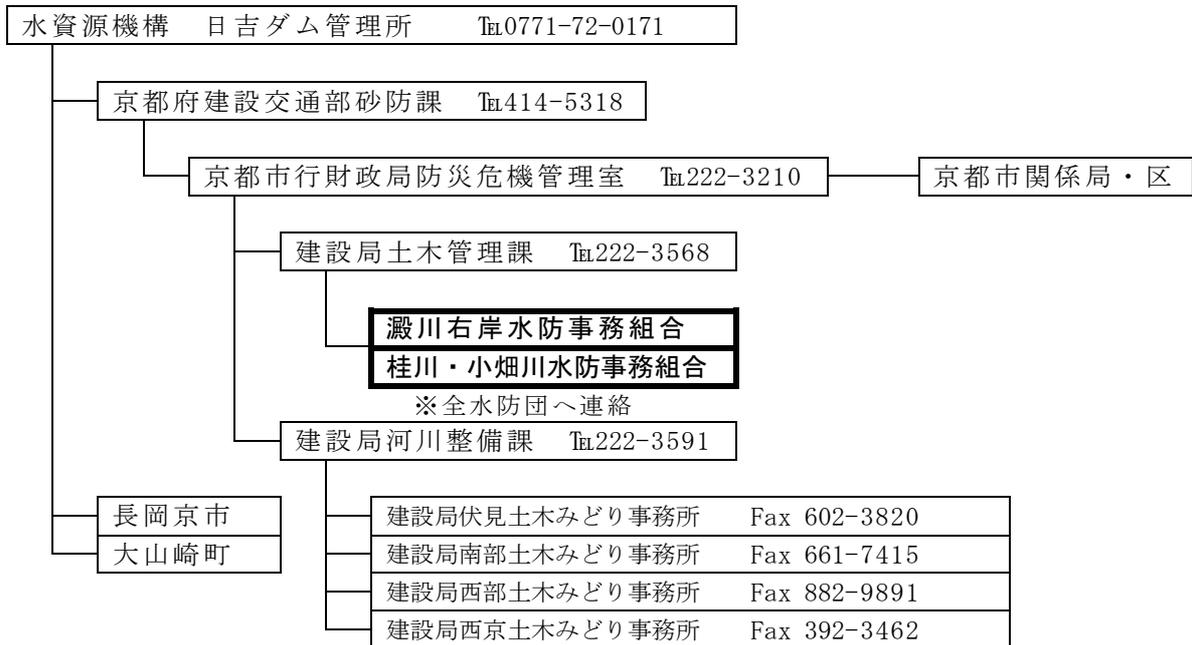


（災害活動体制外、勤務時間外）

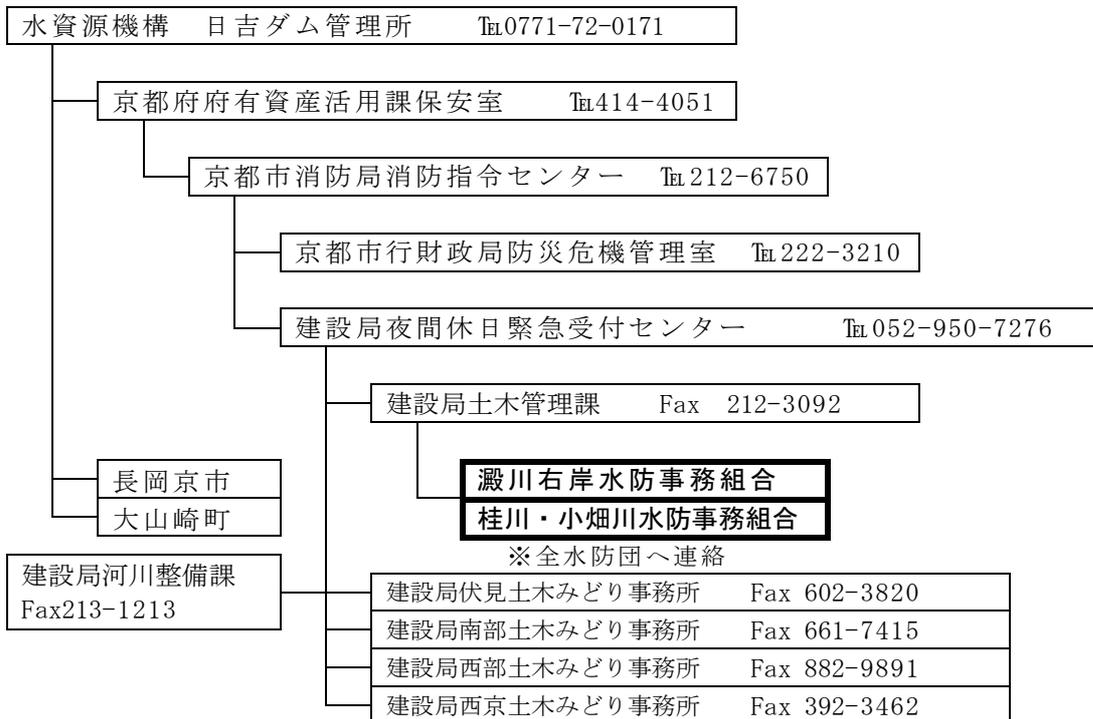


日吉ダム放流連絡系統図（桂川）

（災害活動体制時、勤務時間内）

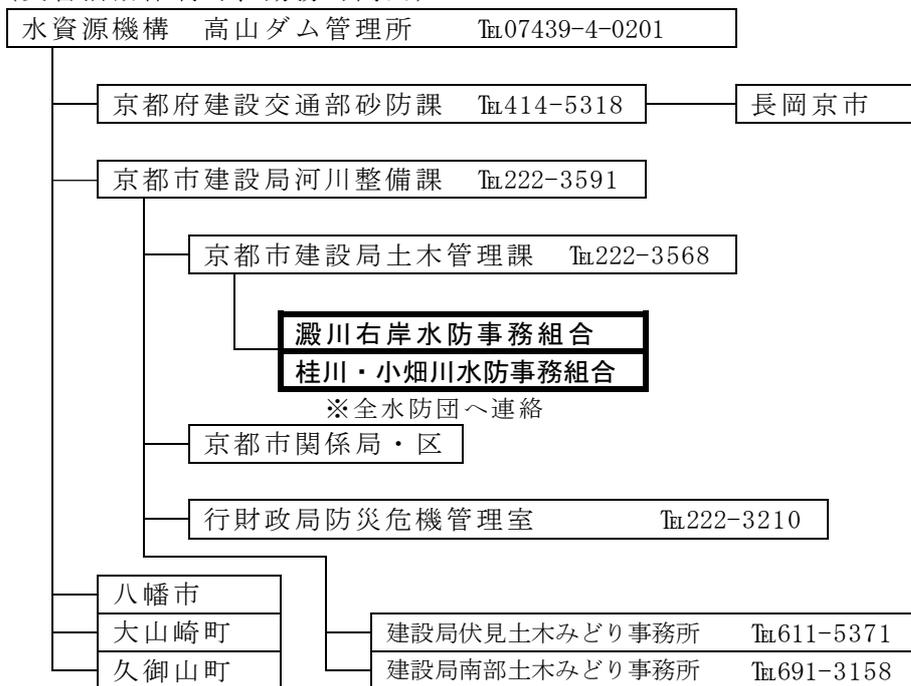


（災害活動体制外、勤務時間外）

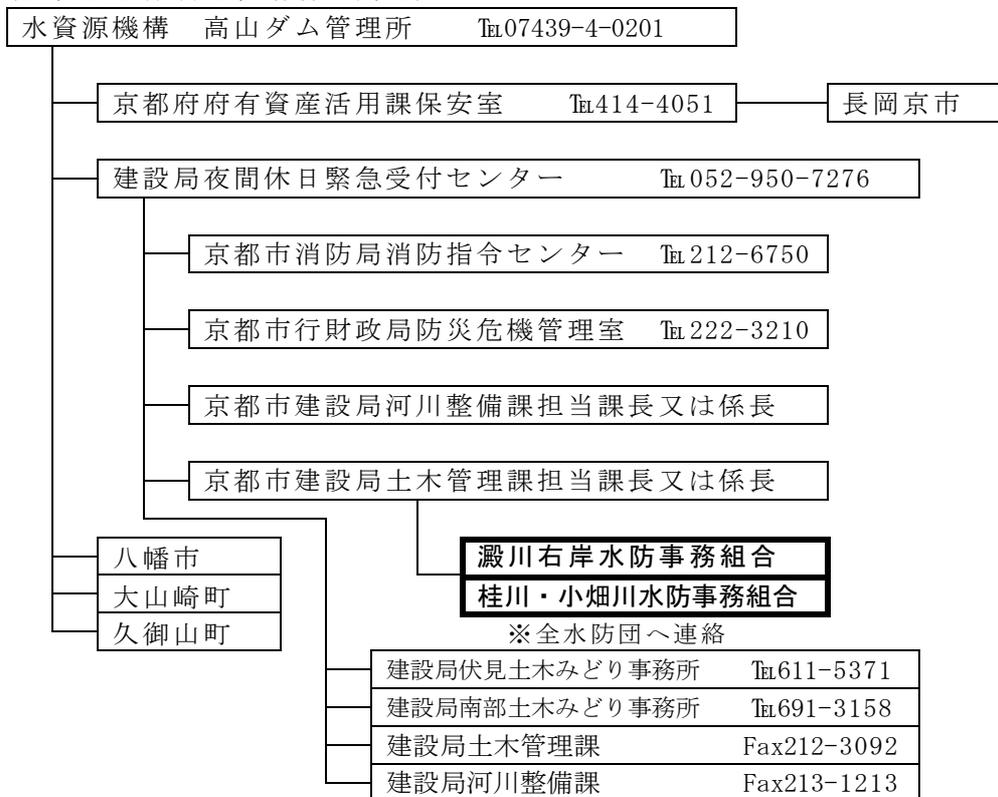


高山ダム放流連絡系統図（木津川）

（災害活動体制時、勤務時間内）



（災害活動体制外、勤務時間外）



第5章 水位等の情報収集、連絡

5.1 水位等の情報収集

- (1) 水防本部長は、気象等の状況により、河川管理者等が観測し発表する雨量・水位等の情報収集を行う。
- (2) 国土交通省及び京都府所管の雨量観測所の内、本組合の水防担当区域に関係する観測所は、次のとおりである。(水位観測所については、p10、12、14、15を参照)

雨量観測所（国土交通省）

観測所名	所在地	管理者
西笠取	宇治市西笠取辻出川東 37-1	淀川ダム 統合管理事務所
周山	京都市右京区京北周山町上植代 43-1	
殿田	南丹市日吉町桂七郎ヶ谷 301	
新町	南丹市八木町字鳥羽	淀川河川事務所
西別院	亀岡市西別院町袖原西別院小学校	
桂	京都市西京区桂浅原町	

雨量観測所（京都府）

観測所名	所在地	管理者
府庁	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁内	京都府砂防課長
京都	京都市左京区賀茂今井町 10-4 京都土木事務所内	京都土木 事務所長
嵐山	京都市右京区嵯峨亀ノ尾町地内	
上黒田	京都市右京区京北上黒田町水出 20	
周山	京都市右京区京北周山町上ノ段 1	
上弓削	京都市右京区京北上弓削町宮ノ本 6	
乙訓	向日市上植野町馬立 8 乙訓土木事務所内	乙訓土木 事務所長
正法寺	京都市西京区大原野南春日町 1252-1	
松田橋	乙訓郡大山崎町円明寺	
宇治	宇治市宇治若森 7-6 山城広域振興局内	山城北土木 事務所長
笠取	宇治市西笠取 7-11	

5.2 水位等の連絡

水防本部長は、河川管理者等が観測し発表する水位等の情報について、必要があると判断した場合は、水防団や関係機関に連絡するものとし、水防本部を閉鎖するまでの間、特に水防活動が実施されている間については、水防団、関係市町、水門・樋門の管理担当者等関係機関と密接な連絡を取り合うものとする。

第6章 輸送

- 水防管理者は、水防に要する輸送について、あらかじめ輸送業者と協定しておくものとする。
- 原則として、水防事務組合の車両等を使用するものとする。

第7章 水防用設備資材器具

7.1 水防倉庫及び資器材等備蓄基準

(1) 水防倉庫

- ア 水防倉庫は、水防用器具及び資材を備蓄するもので、原則として、堤防延長1kmから2kmごとに1箇所とする。
- イ 大きさは、33㎡（10坪）以上とする。
- ウ 設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適当な場所のないときは、堤防内法肩・その他支障のない箇所に設置する。

(2) 資材・器材

- ア 各水防倉庫には、常に一定の備蓄資材及び器具を保管するものとする。
- イ 各水防倉庫の管理責任者は、毎年度一定時期（5月・9月・2月）に備蓄資材器具を点検整備するとともに、その在庫数量を水防管理者に報告するものとする。
- ウ 水防管理者は、前項の報告に基づいて、資材・器具の補充調達を速やかに行うものとする。
- エ 水防管理者は、応急用資材器具を緊急に調達すべき時を予測して、あらかじめ納入業者を指定しておくものとする。
- オ 品目及び数量の基準は、次のとおりとする。

資材（1棟当たり）

品目	数量	品目	数量
合繊袋	600枚	杉丸太 長1.8m末口6cm 長3.6m末口9cm	150本
なわ	20kg		
むしろ	100枚	鉄杭	50本
鉄線10番	50kg	警戒ロープ	若干
塩化ビニールパイプ	6本	予備土・玉石・予備砂利	若干
ビニールシート	1団1枚		

器材（1棟当たり）

品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量
スコップ	30丁	かけや	10丁	のこぎり	4丁	かま	10丁
斧又は鉞	5丁	ペンチ	3丁	三矢	8丁	しの	若干
クリッパ	若干	つるはし	2丁	金鋸	3丁	ライト	若干
一輪車	若干	防水シート	若干	メガホン	1団2台	トランシーバー	1団2台

(3) 資材・器材の確保と補充

ア 資材中、腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

イ むしろ、かます、俵等は、最悪の場合を予想してあらかじめ収集の方法を講じておく。

ウ 資材器材を破損したときは、直ちに補充する。

(注) 本章は、基準を示すもので、状況に応じて変更しても支障ないものとする。

7.2 水位計（量水板）

水防管理者が量水板を設置するときは、次の基準によるものとする。

(1) 設置場所は、河状の整った所、流失のおそれのない所及び夜間でも観測しやすい場所とする。

(2) 量水板の幅は、12 cm、目盛は2 cm刻み、白黒の交互 10 cmごとの数字を黒書とし、1 mごとの数字は赤書とする。

(3) 氾濫注意水位は、横に赤線で画する。

第8章 水防活動に関する諸規定

8.1 公用負担

(1) 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携帯し、必要がある場合は、これを提示すべきものとする。

(2) 公用負担命令書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として、下記のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

<p>公用負担命令権限証</p> <p style="text-align: right;">○○○水防団 ○○ ○○○</p> <p>上の者に×××の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したることを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">○○○水防事務組合 管理者 京都市長 ○○○○ 印</p>	<p>第 号</p> <p>公用負担命令書</p> <p>目的物</p> <table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>数量</th><th>(枚)</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table> <p>負担の内容</p> <table border="1"><thead><tr><th>使用</th><th>収用</th><th>処分等</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p style="text-align: right;">○○○水防事務組合 管理者 京都市長 ○○○○ 印</p>	種類	数量	(枚)				使用	収用	処分等			
種類	数量	(枚)											
使用	収用	処分等											

8.2 優先通行の標識（昭和 50 年 7 月 8 日京都府告示第 409 号）

水防法第 18 条に規定する標識は、次のとおりとする。



8.3 土地立入の身分証明書

水防法第 49 条の規定に基づく身分証明書は、次のとおりである。

6cm	水 防 職 員	心 得
	第 号 交付 令和 年 月 日 所属機関名 職 名 氏 名 生年月日 所属機関の長氏名 令和 年 月 日 印	1 本証は、水防法第 49 条第 2 項の規定により、土地に立ち入る場合の証票である。 2 本証は、記入者以外の使用を禁ずる。 3 本証の身分を失った時は、速やかに本証を返還する。 4 本証の身分に異動のあったときは、速やかに訂正を受ける。
	8.4cm	

8.4 住民に対する広報網

水防上必要な事項を広報するときは、次の方法による。

(1) 澁川右岸水防事務組合

水防管理者 — 京都市、京都市伏見区役所、八幡市役所、久御山町役場（掲示）
— 京都市広報担当（広報発表等）
— 水防団（水防団長）

(2) 桂川・小畑川水防事務組合

水防管理者 — 京都市、京都市伏見区役所、長岡京市役所、大山崎町役場（掲示）
— 京都市広報担当（広報発表等）
— 水防団（水防団長）

8.5 水防信号（昭和 24 年 11 月 8 日京都府告示第 807 号）

水防法第 20 条に規定する水防信号は、次のとおりとする。

	警 鐘 信 号			サイレン信号				
第 1 信号	○休止	○休止	○休止	○ー	休止	○ー	休止	○ー
				約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒
第 2 信号	○ー○ー○	○ー○ー○	○ー○ー○	○ー	休止	○ー	休止	○ー
				約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒
第 3 信号	○ー○ー○ー○	○ー○ー○ー○	○ー○ー○ー○	○ー	休止	○ー	休止	○ー
				約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒
第 4 信号	乱 打			○ー	休止	○ー		
				約1分	約5秒	約1分		
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去った時は口頭伝達により周知させるものとする。							

- 注 1：第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- 注 2：地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

第 9 章 水防活動

9.1 平時の巡視

平時の堤防の巡視は、次のとおり行う。

- 水防管理者は、堤防延長 1 km ないし 2 km ごとに 1 人の基準で巡視員を定め、常に区域内を巡視させるものとする。
- 各担当区域を巡視する回数は、通常週 1 回とする。ただし、気象状況に応じて、臨時に巡視回数を増減することができる。
- 水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告しなければならない。
- 水防管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに所轄の河川管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

9.2 出動等

水防団の出動等については、水防法第 30 条（知事の指示）に基づくもののほか、次の基準により行うものとする。

活 動	状 況	出動人員と水防作業
待 機 (準 備)	淀川（向島・桂）水防警報待機・準備、鴨川・高野川、小畑川水防警報準備が発表された場合。大雨注意報及び洪水注意報が発せられ、水防管理者から指示があった場合。	（水防本部から各団長に連絡） 団長・班長等は、自宅に待機する。
出 動	淀川（向島・桂）、鴨川・高野川、小畑川水防警報出動が発表された場合。氾濫注意水位に達し、又はそのおそれがあり、水防団長が水防活動を必要と認めた場合。	（水防本部から各団長に連絡） 各団は堤防監視、器材点検、水こう門の開閉準備等にあたる。 水防団長の判断により水防活動にあたる。
解 除	淀川（向島・桂）、鴨川・高野川、小畑川水防警報が解除された場合。氾濫注意水位を下回り、今後、上回るおそれがない場合。	（水防本部から各団長に連絡） 各団の出動を終了する。

※ 堤防監視

水防管理者は、堤防延長500mないし1,000mごとに監視人1人、連絡員1人の基準で監視に当たらせ、特に重要水防区域については、監視を厳重にする。

9.3 出動・水防開始・堤防等の異常に関する報告

水防団長は、次の場合には直ちに水防管理者へ報告するものとする。

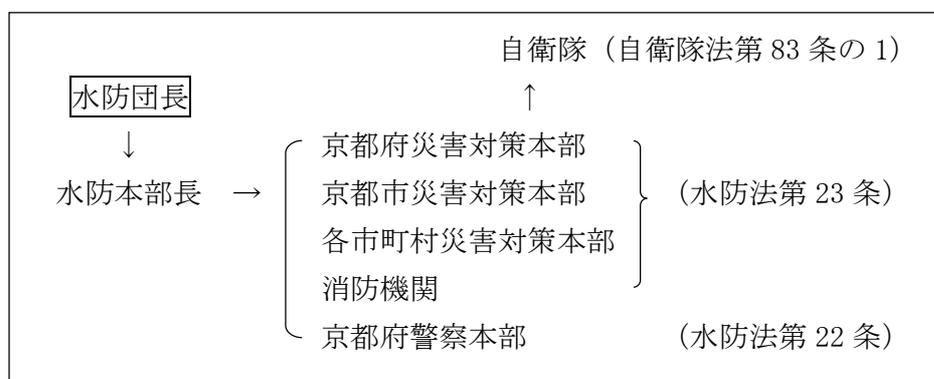
- 出動したとき。
- 水防作業を開始したとき。
- 堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む）

9.4 応援要請と指揮方法

(1) 要請の方法及び指揮

ア 水防団長は、大規模な水防活動を要し、団員だけでは十分な水防活動が行えないと判断した場合は、水防本部長に対して、応援を必要とする現地の状況を詳細に報告するものとする。

イ 水防本部長は、各水防団長の要請に基づき、次の方法により他の機関の出動を要請する。



- ウ 水防本部長が、水防法第 22 条及び第 23 条の規定に基づき、警察署、他の水防管理団体、市町村又は消防署に対して応援を求めた場合においては、原則として、当該地区の水防団長が現地の総責任者となり、応援者はその指揮に従うものとする。
- エ 水防本部長及び当該地区の水防団長は、応援機関の長と十分協議して円滑な活動に努めるものとする。

(2) 指揮者の目印

水防団長は、指揮者の目印として、昼間は赤腕章、夜間は赤ランプにより、その位置を明確にするものとする。

9.5 決壊等の通知

水防本部長は、堤防その他の施設が決壊し、又はそのおそれのある事態が発生した場合には、水防法第 25 条の規定により、直ちにその旨を河川管理者（淀川河川事務所長、京都土木事務所長又は乙訓土木事務所長）及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報する。

9.6 避難のための立ち退き計画

(1) 水防管理者は、あらかじめ関係市町村災害対策本部及び区域内の所轄警察署長と協議して、立ち退き計画を作成し、予定立ち退き先経路等必要な措置を講じておくものとする。

(2) 区域住民の避難

ア 立ち退きの要請方法

水防の効果がなく、堤防決壊の危険が切迫していると認められる水防区域の水防団長は、状況を十分に判断した上で、水防本部長に対して避難の指示方を要請する。

イ 立ち退きの指示

水防団長は、水防本部長の指示に基づき、広報車及び他の方法により区域住民に立ち退きすることを警報するとともに、水防本部長は、八幡市長、久御山町長、長岡京市長、大山崎町長及び伏見区長にその旨通知し、各関係市町の地域防災計画に基づき、しかるべき措置を講じるよう要請するものとする。

なお、水防本部長が立ち退きを指示する場合、当該区域を所轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

ウ 立ち退き先

区域住民の避難のための立ち退き先は、関係市町の地域防災計画に定められた避難場所とする。

なお、水防本部長は、立ち退き先の状況により、場所を変更することができる。

エ 関係市町等の立ち退きの指示

水防法第 29 条の規定に基づき、関係市町等の長が、区域住民に対し避難のための立ち退きの指示を行った場合は、直ちにこの旨を水防本部長に報告することとする。

第10章 堰堤・水こう門・樋門等の操作その他の措置

堰堤・水こう門・樋門等の操作は、次のとおり行うものとする。

- 堰堤・水こう門・樋門等の監視員は、毎年度当初において各水防団長が定めておくものとする。
- 監視員は、常に点検を行い、出水時の操作に支障のないようにする。
- 監視員は、水防団長の指示により出動して、これの警戒操作に当たり、その状況によって必要な措置をとるとともに、設置物の管理者にその措置を報告するものとする。

第11章 他機関との水防応援協定

水防法第23条及び27条の規定により、水防管理者は、水防体制について次の機関と打ち合わせを行い、具体的に協議しておくものとする。

- 京都市災害対策本部との相互協力計画
 - ・避難命令と避難住民の救援
 - ・情報の交換と広報
- 京都市消防局との援助計画
 - ・要請方法と指揮権
 - ・使用資材及び応援費用
- 自衛隊の派遣要請
 - ・要請方法と指揮権
 - ・使用資材及び応援費用
- 他の水防管理団体との相互援助協定
- 所轄警察署との協議
 - ・警戒区域の交通規制と避難住民の誘導及び警備
- 堰堤、水こう門、樋門等の管理者との操作協議
- 河川管理者の協力
- その他必要な機関との協定
(例) 通信施設所有者との施設の使用に関する協定

第12章 水防解除

水防本部長は、水位が氾濫水位以下に減じ、河川溢水等の危険な状態が去り、又は水防事務組合区域内において災害が発生するおそれが解消したと認めた場合は、水防解除を命じる。

水防団長は、水防本部長から水防解除の通知を受けたときは、直ちに水防団員を通じて地域住民に周知するとともに、水防団本部を閉鎖するものとする。

第 13 章 水防活動報告

水防団長は、水防活動が終結したときは、所定の様式（資料 p19）により 3 日以内に水防管理者に報告しなければならない。ただし、警戒のみで終わった場合はこの限りでない。

第 14 章 水防訓練

14.1 目的

水防団の士気の鼓舞並びに作業能力の向上を図り、水防体制の整備に資するとともに、区域住民の水防に関する意識の高揚を図るため、水防訓練を実施するものとする。

14.2 訓練の時期

水防訓練は、原則として毎年行うものとする。

14.3 実施方法

水防訓練は、一つの被害規模を想定し、情報の連絡、堤防巡視、水防工法等を組み合わせで行うものとし、具体的な実施要領は別に定めるものとする。

第 15 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

15.1 浸水想定区域の指定状況

現在、関係する浸水想定区域図は資料 p31 以降に示すとおりである。

15.2 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを澱川右岸水防事務組合又は桂川・小畑川水防事務組合に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を澱川右岸水防事務組合又は桂川・小畑川水防事務組合に報告するものとする。

15.3 要配慮者施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の

洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

15.4 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第16章 水防協力団体

16.1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報または資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

16.2 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。